

観音寺東公民館区青少年育成会（会則）

（名称及び事務所）

第1条 この会は、観音寺東公民館区青少年育成会と称し、事務所を観音寺東公民館内におく。

（目 的）

第2条 この会は、青少年問題にかんがみ、広く地区民の創意を結集し、行政政策と呼応して、次代の日本を担う青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

（組 織）

第3条 この会は、観音寺東公民館区内の自治会員並びに関係団体機関の代表者をもって組織する。

（事 業）

第4条 この会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 青少年が、その誇りと責任について自覚を高めるための諸活動
- (2) 家庭の健全化を図るため『家庭の日』の推進、その他の諸活動
- (3) 豊かな環境づくりのための諸活動
- (4) 青少年の健全育成及び交通事故防止のための諸活動
- (5) 家庭教育・学校教育・社会教育等との厳密な連携を図るための諸活動
- (6) この運動を観音寺東公民館区内全戸に浸透させるための諸活動
- (7) その他、この会の目的達成のための諸活動

（役 員）

第5条 この会に、次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	2名
監 事	2名
理 事	若干名
庶務会計	1名

（役員を選任）

第6条 役員を選任は次のとおりとする。

会長・副会長・監事は理事会において選出し、総会の承認をえる。理事は各支部の支部長及び各部会の正副部会長並びに自治会長をもってあてる。庶務会計は総会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

(会 長)

- 第7条 会長は会を代表し、会務を統括する。
副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

(会 議)

- 第8条 会議は、総会並びに理事会、役員会とする。
会議は、会長が必要と認めたとき又は3分の1以上の会員の請求があったときこれを開催する。

(役員任期)

- 第9条 役員任期は2年とする。但し再任は妨げない。なお、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧 問)

- 第10条 この会に顧問を置くことができる。顧問は会議の推薦を得て、会長がこれを委嘱する。

(経 費)

- 第11条 この会の経費は、市助成金・会費並びに寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

(監 査)

- 第12条 監査は、本会の会計を監査し会議に報告する。

(会計年度)

- 第13条 この会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(附 則)

この会則は平成 4年 5月26日より施行する。

(附 則)

この会則は平成 6年 7月 8日より施行する。

(附 則)

この会則は平成11年 6月15日より施行する。

(附 則)

この会則は平成26年 4月 1日より施行する。